

安保法制違憲訴訟 意見陳述書

福岡高裁 2023年2月28日

身上略歴

私、熊江雅子（くまへのりこ）は、旧満州、新京（現在の長春）で、1938年に生まれ、現在85歳です。新京で敗戦を迎え、母子5人で内地へ引揚げて来ました。40年間中学校の教師として勤務し、平和・人権教育や男女平等教育などに力を入れてきました。特に県教組女性部長としては、性差別や女性の労働権確立の問題に取り組みました。

退職後は、「教え子を再び戦場に送るな！」をスローガンに掲げる「退職女性教職員の会」「長崎県憲法を守る会」や「平和を守る長崎の女たちの会」などの活動をしてきました。

戦争体験

私が、新京で生まれた年は、あの残虐な南京大虐殺があり、国家総動員法が公布され、翌年には第2次世界大戦が始まるという歴史的な状況下でした。

両親は、ホテルを経営しており、内地からの兵隊さん達が宿泊していました。八島国民学校入学後の記憶では、集団登校でご真影の礼拝、空襲訓練で机の下に潜る練習などがあり、その後は自宅学習となり、そして、あの玉音放送を聞いて泣いている大人たちを見て、とても不安な気持ちになったのは、2年生の時でした。

敗戦と同時に 関東軍は逃げ去り、軍属の家族は、早く内地に帰されたと聞きました。私たち住民は放置され、軍隊や国から見捨てられたのです。

参戦したソ連軍は、新京の街にも戦車の轟音とともに侵入してきました。ホテル経営の私の家は、すぐにソ連軍の将校と通訳の宿泊所となりました。父は直ちに、女中さんたちをボイラーのある地下室に隠し、食事の接待は、母と婆や、子どもの私が手伝いさせられました。

兵隊の中に「女を出せ」と短銃で妊婦の母を脅かす者もいて、父が知り合いの遊女たちを呼び、ソ連兵たちが騒がしく興じていたことを覚えています。

私にはまだ、女中さん達を隠す意味など理解できませんでしたが、あの南京で日本兵が犯したように、ソ連兵も年齢に関係なく暴行し、性暴力を受けた女性が発狂したり、命を絶ったり、助けようとした者が射殺されたりした事実があったことを忘れてはなりません。

その後、父はソ連軍から呼び出しを受け、日本軍に協力していたとしてそのままシベリアへ抑留されました。女、子どもだけでは危険な状態となり、家を追われて知り合いのビルに移り、母は1月に妹を出産しました。

まもなく中国の八路軍と国府軍の内戦が始まり、すさまじい大砲の音や機関銃の音に怯えました。地上戦で知り合いのおじさんは部屋で流れ弾に当たり死にました。

戒厳令などで一步も外出できない日々、恐怖と不安な生活を体験しながら過ごしたことが今も脳裏から離れません。動乱がおさまると母と食べ物を路上で売り、私はタバコ売りで、人さらいから危うく逃れたこともあり、悪夢の日々をすごしました。

1946年9月、やっと引揚げとなり、母は生後八ヶ月の妹を前におぶり、後ろには大きなリュックを背負い、病弱な4歳の妹の手を握っていました。兄と私は、大きなリュックを背負い、両手には非常食を持てるだけ持たされました。私たち一行は、鉄道がある所まで必死に歩き、トロッコのような屋根のない無蓋車に乗ることができ、新京からコロ島(壺慮島)へ向かって南下して行ったのです。

その途中、夜間になって列車が止まり、悲鳴と罵声に目が覚めました。真っ暗で何も分からない中、母の「頭を起こしたらダメ！じっとしていなさい！」という声に震えながら無蓋車の床にへばりついていました。銃剣を持った盗賊たちに襲われたのです。床に這いつくばって過ごした時の恐怖、遊び友達は片目を銃剣で刺され厚い包帯姿になっていました。

たどり着いたコロ島の収容所は、伝染病発生で相当の期間乗船できませんでした。伯母は病気が重く病院船に乗れましたが亡くなりました。やっと引き揚げ船に乗りこみ、博多港を目指して出航しましたが、内地が見えるという所で、腸チフス発生のため停船となり上陸は延期されました。

病死した人の水葬を見る度に、死んだら私もあの海に捨てられるのだと思い

とても恐ろしく泣きました。やっと博多に上陸が許可され、消毒のDDTを身体や荷物にびっしりとかけられ、私たち母子五人は、何とか生きて諫早の家にたどり着きました。

しかし8か月だった妹は栄養失調で体力がなく、1年後に食料難で美味しいものを食べることもできず亡くなりました。幼い妹は、戦争の犠牲者なのです。

憲法への思いと安保法制

私が、中学生の時、戦地から復員してきた社会科の先生に「日本国憲法は戦争放棄を第九条に持ち、侵略戦争でアジアの国々の多くの人の命を奪ったことを謝罪し、二度と戦争はしないという証しだ」と熱心に教えられました。この憲法のおかげで、私たちは、これまで戦争に巻き込まれることもなく平和な社会で生きることが出来ました。

平和が壊された時に、真っ先に犠牲になるのは弱い子どもたちや、一般の国民たちです。それは、あの広島・長崎の原爆による惨禍や凄惨な沖縄戦が証明しています。

私は教師になり、平和教育に取り組みました。退職後も「教え子を再び戦場に送るな！」と平和の大切さを語り、戦争を知らない世代が半数を超えていること、戦争放棄を謳った平和憲法が蔑ろにされていることを危惧し、今だからこそ、女性として、子や孫、若い人たちに戦争の悲惨さ・愚かさの体験を伝えることが大切だと活動し、手記でも訴えてきました。

しかし、2015年に制定された安保法制は、憲法解釈を強引に変更し、日本が攻撃されていないにもかかわらずアメリカなどと共に海外で戦争することを可能にしました。

私のように戦争を体験し、その悲惨さを知る人間としては憲法違反の安保法制のために日本が再び戦争に巻き込まれ、国民が犠牲になることに対して、戦時中のあの恐怖心が蘇り、心は震え上がりました。このため、安保法制違憲訴訟の原告となり、安保法制によって平和的生存権を侵害されていると訴えましたが、長崎地裁は、訴えは抽象的として却下しました。

敵基地攻撃能力保有と安保法制

昨年12月に閣議決定した安保関連3文書は、敵基地攻撃能力の保有を決めました。

敵基地攻撃能力の保有は、憲法9条のもとで日本が堅持してきた専守防衛という安全保障政策を根本的に転換させるものです。これは、憲法9条違反であり、他の国を先制攻撃することにつながりかねません。自衛隊が安保法制によってアメリカの戦争に参加し、敵基地攻撃を行えば、日本の攻撃を受けた国から反撃され、国民が犠牲になるのは明白です。敵基地攻撃能力の保有によって国民が戦争の被害に遭う危険性は一層高まっているのです。

特に、日本には50基以上の原子力発電所があり、長崎県には米軍や自衛隊の基地があります。安保法制と敵基地攻撃が、日本全土に壊滅的な被害をもたらすことは、間違いありません。

今から生きる子どもや孫たちのことを考えるとき、精神的に異常な危機感と恐怖心を抱きます。私たちの**平和的生存権の侵害**は、深刻さを増しています。いま、求められるのは軍拡ではなく、平和外交です。

裁判に望むこと

最後に・・・日米安保に関する多くの訴訟で裁判所は、政府の圧力や忖度によって憲法判断を回避してきました。

当、福岡高等裁判所に置かれましては、三権分立の基本にたって、安保法制は憲法違反との判断を示されんことを、心よりご期待を申し上げ、私の陳述を終わります。

